地方公共団体におけるPFI実施状況調査 報告書

(概要版)

平成 23 年 12 月 総務省地域力創造グループ地域振興室 平成 11 年 9 月に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI法) が施行されて以降、国内におけるPFI事業実施件数は着実に増加しており、内閣府民間資金等活用事業推進室の集計によれば、平成 22 年 12 月 31 日現在、国の事業は 62 件、地方公共団体の事業は 278件、その他公共法人の事業は 35 件となり、合計 375 件の事業が実施方針が策定・公表されている。地方公共団体によるPFI事業は、我が国で実施されているPFI事業の大半を占めている。

平成 22 年 6 月、「新成長戦略~「元気な日本」復活のシナリオ~」において、国、地方公共団体の財政状況が逼迫する中、多くの社会資本ストックの更新時期が到来することを踏まえ、維持管理、新設を効果的・効率的に進めるため、PFI、PPPの積極的な活用を図ることが盛り込まれた。また、新成長戦略においては、経済成長に特に貢献度が高いと考えられる 21 の施策を「国家戦略プロジェクト」とし、各分野についてより強力に取り組むこととされている。国家戦略プロジェクトの一つとして位置づけられた「公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進」では、コンセッション方式(※)の導入や、民間資金導入のための制度整備によって、PFI事業規模について 2020 年までに少なくとも約 10 兆円以上の拡大を目指すとされ、PFI事業が推進されているところである。

本調査では、地方公共団体等の実施するPFI事業(実施した事業又は導入可能性調査を実施した若しくはすることを決定した事業)を対象として、実施形態や実施規模等についてアンケート調査を実施し、それらの結果を報告書としてとりまとめた。本調査報告書については、結果の概要を地方公共団体に還元し、今後PFI事業の実施を検討している地方公共団体等の一助となること、また、すでにPFI事業を実施している地方公共団体等が、他の地方公共団体等における実態を把握し、実施中の事業の改善等に役立てられることを目的としている。地方公共団体等における今後のPFI事業の推進に貢献するものとなれば幸いである。

最後に、本アンケート調査の実施に当たっては、各地方公共団体のPFI事業担当者をはじめ、都道府県のとりまとめ担当部局担当者等の関係各位より、様々にご協力をいただいた。業務多忙な中、本調査に対し有益なデータ、ご意見をご提供いただいたことに改めて感謝申し上げる。

(※)公共施設の所有権を民間に移転しないまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業権(事業運営・開発に関する権利)を長期間にわたって民間に付与する方式。

1. 調査概要

(1) 調査目的

地方公共団体等が実施するPFI事業の方式、経緯を把握し、地方公共団体等のPFI事業の推進の一助となることを目的としている。

(2) 調査対象

PFI 事業を企画・実施した地方公共団体(都道府県、市区町村、組合等)。企画とは可能性調査を実施する、または実施を予定している段階とする。

なお、本調査におけるPFI事業は、PFI法に則った事業又はPFI法に則らないが何らかのかたちで民間活力を導入する事業(指定管理者制度のみの実施は除く)とする。

(3) 調査方法

総務省よりEメールにて都道府県(市町村担当部局、PFI 担当部局)及び政令指定都市(PFI 担当部局)に対し、調査票電子ファイルを送付。市区町村へは都道府県より担当部局へ転送。返信は直接受注者に送信される。

(4) 調査期間

3月2日総務省より Eメールを送信。

(5) 回答数

回答団体数は 1,109 である (うち該当事業がない地方公共団体 856)。なお、本調査は任意のアンケート調査であるため、回答のなかった地方公共団体がある。また、平成 23 年東北地方太平洋沖地震の発生のため、調査・回答が困難となった地方公共団体がある。

本調査の集計に反映した回答団体数は242である。

都道府県 組合等 計 政令市 市区町村 ファイル受信:回答を集計に反映 12 27 12 191 242 ファイル受信:遅着のため反映できず 1 2 8 11 メール本文等にて該当事業なしと回答 845 856 11 計 40 13 1,044 12 1,109

表 1 回答状況別団体の種類別団体数

また、集計に反映した242団体のうち、事業はないが総括票へ回答した団体が11団体ある。

表 2 事業の有無別回答団体数

回答団体(集計に反映)	242	100.0%
事業回答あり	231	95.5%
事業回答なし	11	4.5%

事業数は、市区町村が291事業で77.6%を占める。

表 3 回答団体の種類別事業数

	双 0 固合凹件以往规则争未致		
	事業数	比率	
都道府県	71	18.9%	
市区町村	291	77.6%	
組合等	13	3.5%	
計	375	100.0%	

2. 調査結果(抜粋)

2.1 事業調査票の回答結果

2.1.1 事業の概要について

問2 当該事業は現在進行中か

- ・ 現在進行中が 285 件で 76.0%を占める。
- ・ 中止は19.2%、終了は4.8%である。

問4 当該事業により整備する施設は複合用途か単一用途か

問5 当該事業により整備する施設の種類

- 単一用途:76.1%
- 用途(複合の場合は主な用途): 廃棄物処理施設(47件)、給食センター(44件)、小中学校(31件)、公営住宅(25件)

問7 当該事業の発注担当課

・ 「総務」「企画」「管財」が2割程度、残りは施設を所管する事業系の課が発注。

問8 当該事業の範囲

- · 設計・建設・維持管理・運営:61.7%
- · 設計・建設・維持管理:19.9%
- ・ 「運営」を含む事業の施設用途は、「廃棄物処理施設」「給食センター」が多い。

問 10 当該事業の事業方式

BTO: 61.0%BOT: 13.7%DBO: 9.9%

問 11 当該事業の事業形態

- ・ サービス購入型:79.4%
- 独立採算型:8.1%
- 混合型 (ジョイントベンチャー型): 3.5%
- ・ 事業方式と事業形態をみると、サービス購入型 BTO が最も多く 184 事業ある。ついでサービス購入型 BOT が多い。BOO になると独立採算型や混合型が増える。

問 12 当該事業は PFI 法に基づく事業か

- PFI 法に基づく事業:84.1%
- PFI 法に基づかない事業: 9.3%

2.1.2 事業の詳細について

問13 事業期間および内訳

- 事業期間は15~20年(39.8%)、20~25年(31.0%)である。
- ・ 維持管理・運営の期間がない事業については、すべて5年未満である。
- ・ 維持管理・運営期間のある事業の事業期間の平均は17.67年である。
- ・ 事業期間の内訳として、設計・建設期間が平均 1.43 年、運営・維持管理期間が平均 16.24 年 であり、運営・維持管理期間は全期間の 91.8% を占める。

問 14 事業期間を決めた理由

・ 施設の耐用年数:34.7%・ 年間許容支払額:12.1%

· 指定管理期間:6.4%

問15 事業内容に大規模修繕を含むか

含まないが67.8%。事業期間が25年以下では含まない事業が多い。

問 16 SPC を指定管理者に指定しているか

- SPC が指定管理者となっている事業は 19.2%、指定していない事業が 77.5%。
- 事業期間が長くなるほど SPC を指定管理者とする傾向がみられる。
- ・ SPC を指定管理者とする場合の管理期間は、10~15年は39.2%、15~20年は29.4%。
- ・ SPC 指定管理期間が事業期間より短い事業は 70.6%、期間が同じ事業は 27.5%。
- SPC の指定管理者の指定の有無を施設用途別にみると、「社会体育施設」で指定している事業が多く、比率も高い。

問 17 付帯事業の有無

・ 付帯事業がないものが 79.9%。付帯事業の内容は、飲食・物販、福祉系サービスなど。

問 18 当該事業の各段階の時期(実施方針公表日からの平均月数)

- ・ 事業契約締結日まで:平均13.1ヶ月
- 供用開始まで:34.9ヶ月(約2年10ヶ月)
- 設計~施工:概ね1年10ヶ月
- ・ 実施方針公表日から供用開始日:最も多いのが $2\sim3$ 年、ついで $4\sim5$ 年である。

問 19 当該事業における補助金、交付金等の財政措置活用状況

- 財交付金、補助金、地方債等を活用したのは178事業。うち63.5%が交付金を活用。
- 施設用途別に交付金等の活用状況をみると、
 - ・ 廃棄物処理施設では「循環型社会形成推進交付金」。
 - ・ 給食センター、小中学校では「安全・安心な学校づくり交付金」。

・ 用途を限定しない「まちづくり交付金」「社会資本整備総合交付金」も多くの施設用途で 活用されている。

2.1.3 事業者募集状況について

問 20 事業者選定方法

- · 総合評価一般競争入札:61.5%
- ・ 公募型プロポーザル (随意契約):38.5%

問21 応募事業者のグループ数

- 1 グループは 19.9%と最も多い。平均は 3.53 グループ。
- ・ 施設用途別の応募事業者数は、応募事業者数の平均値が高いのは「老人保健施設」「インキュベーションセンター」の 6.0 である。
- ・ 逆に最も低いのは「下水道施設」「文化その他」の 1.7 である。水道関係でみると「上水道施設」 2.8 「浄化槽」 2.0 「下水道施設」 1.7 と他の施設用途に比べ低い。これは運営まで実施できる業者が限られているからではないかと考えられる。
- ・ 事業期間別の応募事業者数では、30 年以下では事業期間が短いほど事業者数が増える傾向が あるが、30 年を超えると、11 事業しかないものの平均が 4.5 と高くなる。
- ・ 事業期間が長いと契約金額も増えるので競争性が高まると考えられる。

問 22 事業者募集にあたり競争性を確保するための工夫(複数回答)

- 事業参加に関する複数事業者へのヒアリング:63.9%
- ・ 入札保証金を求めない:62.6%
- 「その他」で特徴的なものとして「競争的対話」を取り入れたものが2事業ある。

2.1.4 受注事業者について

問 24 受注事業者の代表企業の種類

建設会社:48.8%運営会社:15.4%

· 維持管理会社、設計会社: 7.1%

「その他」の回答のなかには廃棄物処理施設におけるプラントメーカーが目立つ。

間 25 契約金額

- ・ 契約金額を回答した 221 事業の金額合計は 2 兆 277 億円。
- ・ 契約金額 $0\sim20$ 億円: 27.1%、 $20\sim40$ 億円 22.2%であり、200 億円までは金額が大きくなるほど事業数が減少する。ただし 200 億円以上の事業も 20 事業ある。
- ・ 施設用途上位 30 位の事業について、その平均契約額をみると、最も高いのは病院で 673.2 億円 (10 件) である。ついで廃棄物処理施設 182.8 億円 (46 件)、公民館・市民ホール等 129.3 億円 (12 件) と続く。

問26 受注事業者が提案した自主事業があればお答えください。

- ・ 自主事業なし:80.1%
- ・ 自主事業の内容として施設を利用したプログラムや、施設のスペースを活用した物販・サービス、残渣の堆肥化など事業の副産物の活用がある。

2.1.5 VFMについて

問 27 各段階での VFM

- ・ 可能性調査段階の平均値:8.7%
- ・ 事業者選定段階の平均値:19.9%
- ・ モニタリング段階の平均値:16.6%(サンプルとなる事業数は少ない)
- ・ 各段階のVFMの分布状況では、可能性調査段階では5~7.5%が最も多いが、段階を経るにつれてより高いほうへ推移しており、特に事業者選定段階でVFM15%以上が増加している。
- ・ 事業数 10 以上の施設用途では平均 VFM が $9\sim10\%$ あり、PFI 方式が一般化するほど VFM が 高くなる傾向がある。

2.1.6 モニタリングについて

問 28 現時点のモニタリングの実施頻度

• 月1回以上:58.3%

・ 3ヶ月に1回以上:16.7%

・ 6ヶ月に1回以上:6.9%

問29 モニタリング実施方法(複数回答)

・ 計画書、報告書の提出:84.4%

· 現地調査:77.6%

・ 会議:70.3%

施設管理者・利用者等ヒアリング:56.8%

問30 モニタリング会議の参加者(複数回答)

・ 地方公共団体等の事業担当課の担当者:93.4%

SPC 代表: 71.9%施設管理者: 66.5%

問31 選定事業者の不履行等、維持管理・運営について何らかのペナルティを課す事態の有無

ある:17件、8.1%

問32 第三者裁定、仲裁、訴訟に至るような係争が発生した事態の有無

係争が発生したのは1件である。

2.1.7 事業の中止について

問33 事業が中止になった段階に応じて、中止理由

- ・ 中止理由の回答があった 70 事業のうち、57 事業が可能性調査段階での中止であり、VFM による理由を挙げたものが 24 事業あった。
- ・ 実施方針公表段階以降は入札の不調、応募者の辞退などの理由がある。

2.2 総括票の回答結果

問1 PFI 事業の総合的な企画・調整を担当する専門部署の有無

- ・ 専門部署がない:約8割
- ・ 専門部署がある団体では、専属人員と回答したのは 9 団体あり部署の平均人員は 2.89 人。兼任人員と回答したのは 39 団体で、平均人員は 2.21 人。

問2 PFI 導入の効果

- ・ 財政資金の効率的利用と官民の適切なパートナーシップの形成:57.6%
- ・ 住民に対する安価で質の高いサービスを提供:38.0%

問3 PFIの問題点(複数回答)

- 準備に係る事務量が多い:87.9%
- 施設整備までに費用がかかる:60.0%
- ・ 民間の破綻リスクが心配:47.0%

問5 PFI 事業を導入、推進するにあたり関連法規や制度の面で解決すべき課題

- 税制や補助金のイコールフィッティング
- ・ 民間事業者への財政支援
- ・ 手続きの簡素化
- ・ VFM の評価
- 指定管理者制度との関係の明確化

筡